

平成20年 2 月

岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成20年 2 月13日

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

平成20年2月13日(水)

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 広域連合長あいさつ
- 第5 議案第1号 岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例
- 第6 議案第2号 岩手県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第3号 岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第4号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議
- 第9 議案第5号 平成19年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)
- 第10 議案第6号 平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第11 議案第7号 平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

本日の会議に付した事件

上記日程のとおり

出席議員(16名)

1番 大石満雄君
5番 民部田幾夫君
7番 中里長門君
9番 岩部茂君

2番 小沢昌記君
6番 田村正彦君
8番 守谷祐志君
10番 多田欣一君

11番 佐々木 幸 夫 君
13番 今 野 雄 吾 君
17番 長 門 孝 則 君
19番 秋 元 厚 子 君

12番 上 机 莞 治 君
15番 小 原 豊 明 君
18番 昆 忠 泰 君
20番 浅 井 東兵衛 君

欠席議員（3名）

4番 濱 欠 明 宏 君
16番 伊 藤 彬 君

14番 菊 地 衛 君

説明のため出席した者

広域連合長 谷 藤 裕 明 君
事務局長 岩 本 宏 己 君
業務課長 佐 藤 郁 夫 君

副広域連合長 稲 葉 暉 君
総務課長 古 川 重 勝 君

職務のため出席した者

議会書記 菅 原 英 彦 君
議会書記 佐 藤 淳 君

議会書記 太田代 充 章 君

開会 午後 2時10分

開会及び開議の宣告

議長（佐々木幸夫君） これより平成20年2月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

本日の出席議員は16名であります。欠員は1名であります。欠席の通告は濱欠明宏議員、菊地衛議員及び伊藤彬議員であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議は成立します。

これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（佐々木幸夫君） 最初に、諸般の報告をします。

監査委員から例月出納検査の結果の報告3件があり、お手元に配付してありますのでご了承を願います。

議事日程の報告

議長（佐々木幸夫君） これより本日の議事日程に入ります。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号により進めます。

議席の指定

議長（佐々木幸夫君） 日程第1、議席の指定を行います。

今回、当選された秋元厚子さんの議席は19番に指定します。

会議録署名議員の指名

議長（佐々木幸夫君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、5番 民部田幾夫君、6番 田村正彦君の2名を指名します。

会期の決定

議長（佐々木幸夫君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日1日としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（佐々木幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定しました。

連合長あいさつ

議長（佐々木幸夫君） 日程第4、広域連合長あいさつであります。

谷藤広域連合長。

広域連合長（谷藤裕明君） 平成20年2月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

昨年2月1日に岩手県後期高齢者医療広域連合が発足し、3月の臨時会を経まして、前回の11月定例会において後期高齢者医療制度のかなめとなる後期高齢者医療に関する条例について、ご決定をいただいたところであります。現在、4月1日から始まる後期高齢者医療制度の施行準備も最終段階に入り、後期高齢者医療の対象となる皆様には、来月3月下旬をめどに、市町村を通じて被保険者証を送付することとしておりますし、特別徴収分に係る保険料額の通知書につきましても、4月上旬に市町村から発送する段取りとしております。

後期高齢者の健診事業につきましては、その実施について市町村と調整を進めているところであります。また、市町村と広域連合を結ぶ電算システムにつきましても、昨年12月からデータ連携試験を行ってございまして、本格稼働に向け、万全を期しているところであります。制度の周知につきましては各市町村において種々行われておりますが、連合といたしましても昨年11月に新聞広告、本年1月中旬には周知用チラシの全戸配布を実施したところでございまして、今後も引き続き周知に努めてまいりたいと存じております。

いよいよスタートいたします後期高齢者医療制度の円滑な実施のため、市町村との連携を

密にしながら、誠心誠意努力してまいりたいと存じておりますので、議員各位のご支援、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、本定例会にご提案申し上げました議案は、岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例外6件でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、ごあいさついたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐々木幸夫君） 日程第5、議案第1号「岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

岩本事務局長。

事務局長（岩本宏己君） それでは、議案第1号「岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例」についてご説明申し上げます。

議案書の2ページをお開き願います。

本案につきましては、後期高齢者医療制度施行に際し、新たに保険料を負担することとなる被用者保険の被扶養者への激変緩和措置に対応するため、国から交付される高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金の受け皿として、基金を設置しようとするものであります。

第1条は、この基金の設置について定めるものであります。

第2条は、基金の積み立てについて定めるものであります。

第3条は、基金に属する現金の管理について定めるものであります。

第4条は、基金の運用益金の処理について定めるものであります。

第5条は、基金の繰りかえ運用について定めるものであります。

第6条は、基金の処分について定めるものであります。

第7条は、その他必要事項について広域連合長に委任することを定めるものであります。

附則であります、この条例は公布の日から施行することとし、被用者保険の被扶養者への激変緩和措置が終了する平成22年3月31日をもってその効力を失うとするものであります。なお、基金に残額があるときは、国に返還することを定めるものであります。

以上で、議案第1号の説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（佐々木幸夫君） これより、議案審議を行います。

議案第1号に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木幸夫君） これをもって質疑を終了します。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木幸夫君） 意見を終わります。

議案第1号「岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例」を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（佐々木幸夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐々木幸夫君） 日程第6、議案第2号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

岩本事務局長。

事務局長（岩本宏己君） それでは、議案第2号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

議案書の4ページであります。

本案につきましては、4月1日から後期高齢者医療制度が施行されることに伴い、制度を円滑に運営するため、現在の職員定数20名から25名にしようとするものであります。

増員の主な理由といたしまして、後期高齢者医療特別会計設置に伴い、医療給付などの予算執行審査業務が増加すること。新たに、保険給付のための審査・支払い業務が始まること

などであります。

以上、議案第2号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（佐々木幸夫君） これより、議案審議を行います。

議案第2号に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木幸夫君） 異議なしの声があり、これをもって質疑を終了します。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木幸夫君） 意見を終わります。

議案第2号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例」を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（佐々木幸夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐々木幸夫君） 日程第7、議案第3号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

岩本事務局長。

事務局長（岩本宏己君） それでは、議案第3号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

議案書の6ページであります。

本案につきましては、国の例に準じ、一般職の職員の給料月額、扶養手当の額及び勤勉手当の支給率を改定するとともに、所要の整理をしようとするものであります。

第1条は、短時間勤務職員の採用範囲を拡大し、勤勉手当の支給率を平成19年12月1日

にさかのぼって改定するとともに、扶養手当の額の引き上げ及び若年層に限定した給料月額
の引き上げについて、平成19年4月1日にさかのぼって実施しようとするものであります。

第2条は、第1条において引き上げた勤勉手当の支給率を20年4月1日から引き下げよう
とするものであります。なお、当広域連合職員の給与、扶養手当及び勤勉手当については、
派遣元の市町村の条例に基づき支給されておりますことから、広域連合職員に対して、本改
正案の適用はないわけでありましたが、人事院勧告にあわせて本条例を整理していこうとする
ものであります。

以上、議案第3号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りま
すようお願い申し上げます。

議長（佐々木幸夫君） これより、議案審議を行います。

議案第3号に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木幸夫君） これをもって質疑を終了します。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木幸夫君） 意見を終わります。

議案第3号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条
例」を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（佐々木幸夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐々木幸夫君） 日程第8、議案第4号「岩手県市町村総合事務組合を組織する地方
公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

岩本事務局長。

事務局長（岩本宏己君） それでは、議案第4号「岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議」についてご説明申し上げます。

議案書9ページであります。

本案につきましては、久慈地区広域行政事務組合と久慈広域連合の統合によりまして、久慈地区広域行政事務組合が解散し、それに伴いまして、岩手県市町村総合事務組合から脱退することとし、当該広域行政事務組合の事務が久慈広域連合に継承されることになったことから、退職手当の支給事務及び消防職員に係る賞じゅつ金の支給に関する事務等を、岩手県市町村総合事務組合において共同処理すること並びに岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更について、地方自治法の規定により議会の議決を求めようとするものであります。

以上、議案第4号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（佐々木幸夫君） これより、議案審議を行います。

議案第4号に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木幸夫君） これをもって質疑を終了します。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木幸夫君） 意見を終わります。

議案第4号「岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議」を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（佐々木幸夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐々木幸夫君） 日程第9、議案第5号「平成19年度岩手県後期高齢者医療広域連合

一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

岩本事務局長。

事務局長（岩本宏己君） それでは、議案第5号「平成19年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

議案書11ページをお開き願います。

本補正予算は、本年1月末現在の平成19年度予算の決算見込みによりまして、歳入歳出予算の補正をすることとし、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億8,568万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,296万9,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、後期高齢者医療制度で新たに保険料を負担することとなる被用者保険の被扶養者に係る保険料負担の激変緩和措置のため、国庫補助の高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金5億1,118万3,000円を、先ほど議決いただきました後期高齢者医療制度臨時特例基金に追加するほか、予算の執行見込みによる機械機器借上料及び職員人件費等の整理が主な内容であります。

それでは、歳入歳出予算の補正につきまして、別冊としております一般会計補正予算に関する説明書によりご説明いたします。

最初に、歳出からご説明申し上げますが、6ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の14節使用料及び賃借料2,000万円の減額は、電算システムに係る機械機器借上料の執行見込みによるものであります。18節備品購入費50万円は、先ほどご決定いただいた職員の増員に対応するため、机などの備品購入に充てるための経費であります。19節負担金補助及び交付金600万円の減は、人件費の執行見込みによるものであります。25節積立金は、次に歳入で説明いたします高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金5億1,118万3,000円を、後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立てようとするものであります。

次に、2歳入についてであります。4ページをお開きいただきたいと思っております。

1款分担金及び負担金1項負担金1目事務費負担金の1節事務費負担金3,728万3,000円の減は、歳出予算の減額及び10月1日現在の住民基本台帳人口に基づき、事務的経費に係る市町村の負担金を再計算したことによるものであります。

次に、2款国庫支出金の5億2,263万円の増は、高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金

5億1,118万3,000円及び広域連合電算処理システムに係る老人医療費適正化推進補助金の1,144万7,000円の収入見込み増を計上したものであります。

以上で、議案第5号の説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（佐々木幸夫君） これより、議案審議を行います。

議案第5号に対する質疑に入ります。

17番、長門孝則君。

17番（長門孝則君） 特例措置の、国からの交付金5億1,100万円なんですが、これは19年度、今回限りの交付金ということでしょうか。その辺、ちょっとお尋ねします。

議長（佐々木幸夫君） 岩本事務局長。

事務局長（岩本宏己君） いわゆる激変緩和のための措置の交付ということでございまして、この激変緩和措置は20年度に限った措置でございます。今回限りの交付でございます。

以上でございます。

議長（佐々木幸夫君） その他、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木幸夫君） これをもって質疑を終了します。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木幸夫君） 意見を終わります。

議案第5号「平成19年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（佐々木幸夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐々木幸夫君） 日程第10、議案第6号「平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連

合一般会計予算」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

岩本事務局長。

事務局長（岩本宏己君） それでは、議案第6号「平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてご説明申し上げます。

議案書14ページをお開き願います。

第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億3,401万5,000円と定めるものであります。

第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるとしてあります。

それでは、以下、事項別明細書によりご説明いたします。

別冊としてあります一般会計予算に関する説明書の8ページをお開き願います。

まず、歳出からご説明申し上げます。

1款議会費1項議会費1目議会費117万5,000円ではありますが、議員の報酬、費用弁償等、議会の運営に要する経費であります。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費2億2,824万2,000円ではありますが、主な経費といたしまして、14節使用料及び賃借料は広域連合事務室及び職員の住宅借上料であり、19節負担金補助及び交付金は、派遣職員に係る人件費負担金等であります。

2項選挙費1目選挙管理委員会費及び2目広域連合議会議員選挙費に13万7,000円ではありますが、選挙管理委員の報酬等及び広域連合議会議員選挙に係る事務費であります。

3項監査委員費1目監査委員費に18万5,000円ではありますが、監査委員の報酬等に係る経費であります。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

4ページにお戻り願います。

1款分担金及び負担金1項負担金1目市町村負担金に2億2,984万4,000円ではありますが、事務的経費に係る市町村からの負担金であります。

次に、2款国庫支出金1項国庫負担金1目保険料不均一賦課負担金に163万8,000円ではありますが、保険料不均一賦課に係る国からの補てん分であります。

6ページをお開き願います。

3款県支出金1項県負担金1目保険料不均一賦課負担金に163万8,000円ではありますが、

同じく不均一賦課に係る県からの補てん分であります。

以下、4款から8款までは省略いたします。

以上で、議案第6号のご説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（佐々木幸夫君） これより、議案審議を行います。

議案第6号に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木幸夫君） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了します。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木幸夫君） 意見を終わります。

議案第6号「平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（佐々木幸夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐々木幸夫君） 次に、日程第11、議案第7号「平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

岩本事務局長。

事務局長（岩本宏己君） それでは、議案第7号「平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についてご説明申し上げます。

議案書17ページをお開き願います。

第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,146億5,500万1,000円と定めるものであります。第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるとしております。

次に、第2条におきまして、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借り入れの最高額を100億円と定めるものであります。

以下、事項別明細書でご説明いたしますので、別冊としております特別会計予算に関する説明書、これの14ページをお開き願います。

まず、歳出からご説明申し上げます。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費に3億8,208万4,000円ですが、主な経費といたしまして、広域連合と市町村を結ぶ電算システムの保守等委託料、機械機器借上料のほか、レセプトの管理に要する経費を計上しているものであります。

次に、2項賦課徴収費1目賦課徴収費に634万6,000円ですが、保険料の賦課徴収に関連し、被扶養者情報を作成するための委託料であります。

2款保険給付費1項療養諸費1目療養給付費に1,099億5,564万8,000円ですが、診療に係る医療給付費であります。2目訪問看護療養費1億4,905万4,000円ですが、在宅医療を受ける方が指定訪問看護事業者を利用したときの保険者負担額であります。3目は省略いたしまして、4目審査支払手数料に5億1,476万2,000円ですが、レセプト審査及び診療報酬の支払い業務を国保連に委託するための経費であります。

2項高額療養諸費1目高額療養費に29億6,902円5,000円ですが、一部負担金の一定額以上を公費で負担するための経費であります。

3項その他医療給付費1目葬祭費に3億3,807万円ですが、被保険者の死亡に対して3万円を葬祭費として支払うための経費であります。

16ページをお開き願います。

3款県財政安定化基金拠出金ですが、1項1目に1億806万8,000円は、広域連合の財政の安定化を図るため、県が設置する財政安定化基金に積み立てをしようとするものであります。

4款特別高額医療費共同事業拠出金ですが、1項1目に1,819万4,000円はレセプト1件400万円を超える医療費について、交付金を交付する国保中央会の共同事業へ拠出しようとするものであります。

5款保険事業費1項健康保持増進事業費1目健康診査費に1億9,003万6,000円ですが、健康診査事業に係る各市町村への補助金及び特定健診等データ管理システム機器の借りに係る経費であります。

6款公債費1項公債費1目利子に1,301万4,000円ですが、医療給付費等の支払い

のための一時的借上金利子を計上したものであります。

7款、8款は省略させていただきます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

4ページにお戻り願います。

1款市町村支出金1項市町村負担金1目事務費負担金に3億7,383万1,000円であり、主に総務管理費に係る事務的経費の市町村からの負担金であります。2目保険料等負担金に105億3,928万円であり、被保険者からの保険料及び低所得者等の保険料軽減に係る公費補てん分であります。

6ページをお開き願います。

下のほうにいきまして、3目療養給付費負担金に91億3,321万6,000円であり、医療給付費に係る市町村からの定率負担分であります。

8ページをお開き願います。

2款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費負担金に273億9,967万8,000円であり、医療給付に係る国の定率負担分であります。2目高額医療費負担金に2億4,120万5,000円であり、高額医療費に係る国の負担分であります。

2項国庫補助金1目調整交付金に111億4,959万8,000円であり、広域連合間の財政調整等のため、国から交付されるものであります。2目保健事業補助金に4,559万9,000円であり、保健事業の実施に対する補助4,505万4,000円及び医療費適正化事業に対する補助54万5,000円であります。

3款県支出金1項県負担金1目療養給付費負担金に91億3,321万6,000円であり、医療給付に係る県の定率負担分であります。2目高額医療費負担金に2億4,120万5,000円であり、高額医療費に係る県の負担分であります。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金1目後期高齢者交付金に456億7,665万4,000円であり、医療給付に係る社会保険診療支払基金からの交付金であります。

10ページをお開き願います。

5款から7款までを省略させていただきます。8款繰入金1項一般会計繰入金1目一般会計繰入金に327万6,000円であり、保険料の不均一賦課に係る公費補てん分であります。

2項基金繰入金1目後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金に5億1,118万3,000円であり、先ほど議案第5号でご決定いただき基金に積み立てました額を取り崩し、被扶養

者の激変緩和措置に係る保険料の減収補てんをするものであります。

9 款から次の12ページの10款 2 項までを省略いたしまして、12ページになりますが、最後に10款諸収入 3 項雑入 1 目第三者納付金に 1 億8,885万8,000円であります、交通事故などの第三者行為に係る損害賠償金を見込んだものであります。

以上で、議案第 7 号のご説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（佐々木幸夫君） これより、議案審議を行います。

議案第 7 号に対する質疑に入ります。

2 番、小沢昌記君。

2 番（小沢昌記君） 2 番、小沢です。お伺いいたします。

説明資料の16ページ、5 款の保健事業、保健診査にかかわる分ということで総額で 1 億9,000万円ほどの予算が計上されておりますけれども、これは現行のこれまでなされてきた部分の、各市町村がなされてきた部分の保健というか健診内容と、大きなこれから行われる分と、どのような違いがあるのかということについて 1 点。それから、これまで各市町村が負担してきた分と、20年度以降広域連合から補助金をいただいて行われる健康診査における各市町村の負担の増減はあるのかどうかというこの 2 点について、まずお伺いをいたします。

議長（佐々木幸夫君） 岩本事務局長。

事務局長（岩本宏己君） 従来の健康診査との大きな違いがあるかということですが、大きな違いはありません。ただ、特定健診でやる必須項目について、健診を行うというふうに思っております。それから、自己負担が今回生じるという、それは市町村の判断によって、それは軽減したりすることもできるということがございます。それから、市町村の負担は前と比べてどうなのかというようなことでありますけれども、以前よりも負担がふえるというふうなことは考えておりません。

以上でございます。

議長（佐々木幸夫君） 2 番、小沢昌記君。

2 番（小沢昌記君） 今のご説明でありますと自己負担が、受診される方々の自己負担が、19年度と比べると、後期高齢者医療が開始されることによって自己負担、健診される人の自己負担がふえるというふうなご説明であったと聞いてよろしいかどうか。まずこの 1 点お伺いします。

事務局長（岩本宏己君） そうでございます。ただ、その自己負担については、市町村の判

断で減額はできるというふうにして、それに取り組んでいる市町村もたくさんございます。

以上でございます。

議長（佐々木幸夫君） 2番、小沢昌記君。

2番（小沢昌記君） とすれば、減免措置をするということになれば、それはこれまでになかった分として各市町村が負担としてふえていくということになるわけですね。それぞれ受診される個人からの負担はいただかないと。その分、各市町村がこれまでになかった分については、もし補てんするということがなればその分だけ単費が、各市町村の単費がかさむというふうに理解していいのかということをお伺いするとともに、さきにも県のほうには打診していただいて、この健診については県からの補助はないのかということで、補助を要請してくださいということをお願いした経緯があって、お願いした分では、県からはこの健診にかかわる補助は出せないというふうなことだったんですけれども、今後とも、21年度以降もそういうふうな状況が続くのかということについてもお伺いいたします。

議長（佐々木幸夫君） 岩本事務局長。

事務局長（岩本宏己君） その市町村の判断で自己負担をそれは減免を考えるとというような場合には、その分は市町村に持っていただくということになります。それから、県の補助金でありますけれども、昨年、文書で正式に要請して、その後いろいろ確認とったりしてきたわけですが、最終的に先般確認しましたところ、当初予算には要求しなかったということでございますので、今回見込んでおらないものでございます。ただ、これは国のほうで地財措置を予定しているところでございます。

以上でございます。

議長（佐々木幸夫君） 2番、小沢昌記君。

2番（小沢昌記君） では、あと大きな項立てでは2つお聞きします。

10ページであります。8款繰入金の2項5億1,100万円、これは単年度の方で、先ほど基金創設した臨時の特例基金を制定した分でありますけれども、この歳入に当たる部分が5億1,100万円入っているわけですが、支出の部のところは、どこにその金額として見ればいいのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

議長（佐々木幸夫君） 総務課長。

総務課長（古川重勝君） 今の基金繰入のことでございますけれども、15ページのほうの総務費のほうに465万3,000円、これは周知の経費になります。あと残りが医療費の補てん分ということになりますので、2款のほうに一部なることになります。

以上でございます。

議長（佐々木幸夫君） 2番、小沢昌記君。

2番（小沢昌記君） 細切れの質問で申しわけございません。

いずれ、この分については新しく創設して激変緩和だということとあわせて、新たに保険料を負担しなければならない方々への配慮だということでもありますので、そういう制度があるということについては十分にお知らせをしていただいて、その制度を、20年度限りということでもありますので、余して国にお返しするということにはなじまないのではないかと。丁寧に使って、適法に激変緩和に当たる分については、相応の措置を県民の皆さんに返してほしいなという、これは要望であります。

最後の質問であります。いずれ、歳入の分におきましては、各市町村からそれぞれ負担金をいただきながら、総額で1,146億円の医療行為というか保健事業を行っていくということでもありますけれども、ここの部分に記載されている当初予定額が、各市町村からそれぞれ毎月のようにこういただいていくということでもありますけれども、要するに納付率が100%にならなかった場合には、県からの安定化基金をもとに、それを充当しながら対応していくということでもありますけれども、最終的に納付率が100%にならなかった部分の負担については、各市町村が負担するという事として理解していいのかというのが質問の1点。

それから、もし納付率が100%にならないということになれば、当然そこに滞納なさっておられる被保険者の方々が出てこられるということになるわけですね。全員払えば100%、納付率100%。その方々に対して、どのような対応をしていくのかということについては、例えば保険証についてはどのような形になっていくのかということについては、これは35市町村がそれぞれからなる広域連合でありますので、各市町村によって足並みがずれるということはおかしいと思うのです。いずれ、一律の状況の中でということになった際に、公平感を重視するが余りに、逆にいろいろな事情で保険料を納付できなかった方々に対する配慮のレベルが、公平であるということだけでレベルが高くなってしまって、保険証を取り上げてしまわなければならない方々がいっぱい出るのではないかと。要するに、各市町村で行っていた場合にはそれぞれに細かな基礎自治体として対応できた部分が、広域連合としてはそういうふうな細かな対応ができるのかどうかということについてはいささか、いささかというか大きく心配しているところなんですけれども、このことについてどのようにお考えか、お願いいたします。

議長（佐々木幸夫君） 岩本事務局長。

事務局長（岩本宏己君） まず、100%収納が満たない場合に、まず市町村の負担を求めるのかという話でございますけれども、これは先ほどもありましたけれども、赤字等が生じた場合には財政安定化基金からの交付を受けたりいたします。それについては、次の保険による期間において歳出に見込むというふうになりますので、保険料のほうにそれは影響してくるということになります。

それから、徴収のことですけれども、広域連合としてもこれはやはり100%徴収できるというのが理想でございます。この徴収については、市町村を指導してまいらなければならないというふうに思っております。滞納している方々に対しましては、まず、現在国保でもいろいろやっているわけでございますけれども、いろいろ丁寧にその事情をお聞きして、納付相談に応じたりして、きめ細かに対応しなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

議長（佐々木幸夫君） 2番、小沢昌記君。

2番（小沢昌記君） 最後の分ということでもう一度お伺いしますが、今までは、例えばこの後期高齢者の制度ができる前までは、国保として各市町村が保険者として、それこそ今局長がおっしゃるようにきめ細かな対応をしてきたのであります。しかしながら、75歳以上という新しい保険が創設されることによって、その保険者というのは各市町村ではなくて、広域連合が保険者ということになるわけですね。ですから、そういうふうな部分からすると、最終的に各市町村におられる、いろんな事情を持った方々に対応するのは各市町村の職員ということになるんですけれども、今まではその市町村が保険者、これからは75歳以上の人たちは、同じ職員が見ていても保険者は広域連合だということになると、おのずと今までどおりのようなきめ細かな対応が本当になされるのか。そして、その対応がどういうふうなシステムをつくってしていくのかというふうなところについては、まだ全然見えていないような気がするのです。

ですから、先ほども少し申し上げましたけれども、各市町村によっては非常に丁寧にやっておられるところもあれば、都市規模等々あって、一律の線を引ながら対応しておられるというところもあって、それはそれで保険者が違ったのですからよろしいかと思うんですけれども、広域連合とすると保険者は1つですから。そういうふうな部分については、今のご説明からすると、気持ちはわかるんですけれども、具体的にどう対応していくのかということについてですね。各市町村の後期高齢者のこの保険に対するきめ細かなサービスはどのようになされていくのかということについて今後どのようにお考えか、もう少し具体的にお話

を、ご説明をお願いしたいと思います。

議長（佐々木幸夫君） 岩本事務局長。

事務局長（岩本宏己君） 従来どおり、市町村の窓口で受け持っていた対住民の方々に対する対応、これは従来どおり何ら変わりありません。この滞納措置に対してどのような措置を決定するかというふうなこと、その決定については広域連合が行うわけでありますけれども、当然その決定に当たっては、その市町村がご本人と向き合っているいろいろお話を聞いた市町村なりの判断、考えというようなものを一番の判断のよりどころとして、私どもも決定していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（佐々木幸夫君） 17番、長門孝則君。

17番（長門孝則君） 17番、長門です。

保険料の徴収方法なんですけれども、今国保であれば7期ですか、8期に分けてそれぞれ各市町村、当然徴収しておるわけですが、広域連合の保険料については何期に分けて徴収するのか、それが1点ですが。もう一つは、今度特別徴収として年金から天引きするということになるわけですが、何月分の年金から保険料を天引きするようになるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（佐々木幸夫君） 岩本事務局長。

事務局長（岩本宏己君） 徴収の期別については、普通徴収については市町村が決めることというふうになっております。それから、年金につきましては偶数月、4月から偶数月に天引きになるということになります。今回、激変緩和措置のことがありまして、4月からではなく10月から特別徴収の対象になるということもありますけれども、国保に加入していた人については4月からの特別徴収が始まります。

以上でございます。

議長（佐々木幸夫君） 17番、長門孝則君。

17番（長門孝則君） そうすれば、年金から天引きするのは4月の年金から徴収するということですか。

事務局長（岩本宏己君） 年金天引きの対象となる方の国保に加入していた人については、4月から徴収ということになります。それから、激変緩和措置の関係で国保以外の被用者保険の方については、天引きのことで言えば10月からの天引きの対象ということになるかと思えます。

議長（佐々木幸夫君） 17番、長門孝則君。

17番（長門孝則君） ちょっと、もう1点お聞きしたいのですが、今回、被扶養者に対する特例措置として2年間保険料が軽減されるということになっておるんですが、これに、この軽減についてはどうなんですかね。本人の申請主義といいますか、それとも連合のほうで把握するということになっているのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（佐々木幸夫君） 岩本事務局長。

事務局長（岩本宏己君） 基金に関連しての、例の特別激変緩和のための凍結分のこと、これについては本人からの申し出というのは特に必要はありません。支払基金から回ってきます被扶養者のリストに基づいて、いろいろこちらのほうで用意するという状況になっております。

議長（佐々木幸夫君） 8番、守谷祐志君。

8番（守谷祐志君） 資格証明について、ちょっとお伺いしたいんですけれども。80億6,800万円ですか、保険金ということで。先ほど100%という話ありましたけれども。それで未納だという方が出てくる。今、この4月から始まるんですけれども、この75歳以上の方たちの間での話題の1つにこれがあるわけですね。後期高齢の。ちょっとでも納税ができなければ、納税というか、そのできなければ、納めることができねば、そうするとすぐその資格何とかというのが来ると。何とかというのが来て、お医者さんに行ったら最初から全額払わねばならねと。もうこのうわさが流れているわけですよ。もうちょっとでも、1年なり1年半だよといっても、ちょっとでも、数回、1、2カ月でも。年金から天引きにされなかった。何だかんだかかって言って。そうしたら、もう資格証明というのがすぐ来て、そしてお医者さんに通えねんじゃないかと。この話が、今こう広まっているんですよ。ですから、まず資格証明といいますか、ここまで行ったら危ないよということも、やはりある程度周知徹底しておく必要があるということと、また資格証明のその交付基準というんですか、そういったものがどの程度作成されているといいますか、検討されているのか。そのところをちょっとお伺いしたいんですけれども。局長、よろしく申し上げます。

議長（佐々木幸夫君） 岩本事務局長。

事務局長（岩本宏己君） いずれ、この資格証明書につきましては、大分いろいろ皆様方からご意見あるわけでありまして、いずれその機械的に、基準としては1年以上滞納した場合の措置ということになるわけですけれども、再三申し上げておりますとおり、一律機械的に、すぐあと保険証を返してくださいというようなことではなく、納付相談によく応じ

て、本人の事情をよくお聞きして対応してまいりたいというふうに思っております。現に国保も、今そういう対応をしていると思います。

以上でございます。

議長（佐々木幸夫君） 8番、守谷祐志君。

8番（守谷祐志君） 国保の対応もわかるんですけども、今現実にやっているということでもわかるんですが、本当に後期高齢者医療制度というのは、保険制度というのは全く初めてなわけで、しかも75歳以上の方たちなんですよ、対象になるのが。ですから、もうはっきり言って不安のほうに先きているわけです。はっきり言えば、年金からの天引きだということもありまして、じゃうちは大丈夫だというような人もいらっしゃいますけれども、不安のほうに先きていますから、もう1年とかそういう猶予があるよということではなくて、1回か2回納めることができなければ、もう次からお医者さんに行ったら、もうまず支払いは全額だよという、そういうこう、じゃもう医者に通えないねという話になっているわけですよ。そういったところを、まず周知のほうもきちっとやっていかないと、もうこれはもう時間ありませんから、4月1日ですから。そういった現状がありますので、そのところしっかりとやっていただきたいというのが1つです。

そして、あと基準をある程度やはりこうつくって、この連合のほうから各市町村のほうへきちっと周知徹底しておかなければ、やっぱり先ほどの小沢さんのようにばらつきが出てくるのではないかと。これも恐れるところはありますので。そのところをしっかりとやっていただきたいと。もう一度、ご見解をお願いします。

議長（佐々木幸夫君） 岩本事務局長。

事務局長（岩本宏己君） この資格証などの発行する措置のその取り扱い基準という、今連合のほうでもその基準づくりを進めております。いずれ、その特別な事情があるかどうかということをよくお話を聞いて進めるというふうに、市町村のほうを指導してまいりたいというふうに思っております。

議長（佐々木幸夫君） これをもって質疑を終了します。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木幸夫君） 意見を終わります。

議案第7号「平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（佐々木幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長（佐々木幸夫君） 以上をもって日程は全部終了いたしました。

これをもって、今期定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 3時10分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 佐 々 木 幸 夫

署 名 議 員 民 部 田 幾 夫

署 名 議 員 田 村 正 彦